

2025年5月30日

公益社団法人 福岡中部法人会
公益社団法人 福岡西部法人会
公益社団法人 博多法人会
公益社団法人 東福岡法人会
公益社団法人 筑紫法人会

令和8年度税制改正要望事項

項 目	課 題
冒 頭	令和8年度の税制改正に関して、中小企業に係る税制を中心に、下記のとおりその実現を強く要望します。 最初に、改めて法人会は、歴史も古くその沿革から、長年にわたり常に税を中心に地域に密着した活動を行っている団体であると同時に、税の提言活動のみならず啓発活動・租税教育活動を積極的に行っている全国70万社で組織する団体である。この法人会からの税制改正要望は、中小企業が抱える問題を真摯に議論した生の声であり、これら要望が円滑に取り上げられるよう、政府税制調査会への全法連委員の参画を強く求めるものである。
税・財政のあり方	記 税制のあり方として、現状に鑑み、技術を持った中小企業が積極的に投資開発を行えるよう、財政出動は勿論、法人税制上の優遇措置（中小企業の投資・開発促進のための税制の拡充）を創設するなど、迅速に対応すべきである。その結果は経済発展に寄与するとともに、中小企業を支える労働者の賃金を押し上げ、将来の税収拡大につながるものとする。 また、スタートアップ企業を促進するため、数年間の一括償却資産を認めるなど、優遇税制を拡充するべきである。
行政改革の徹底	財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、その前提に「行政改革の徹底」が必要である。国・地方のあり方を見直し、地方を含めた政府・議会が自ら身を削り、根本から行政改革の徹底に努めなければならない、次の点について改正が望ましいと考える。 (1) 地方行政単位の集約による行政コストや議会運営コスト効率化の実現 (2) 歳入庁創設など徴収一元化の実現とマイナンバーや法人番号の活用による納税状況の透明化と公正化の実現。 特に法人番号は固有であることを活かし、行政上必要な番号として統一運用し、いたずらに他の番号を割り振って煩雑になることは避けること。 また、新型コロナウイルスによる給付金の混乱や支援すべき人に迅速に支援

	できなかったなどを繰り返さないためにもマイナンバーによる一元管理を行うべき時代になっており、公平な税負担という観点からも、秘匿性を前提にした国による所得の把握はやむを得ず、健康保険だけでなく金融機関口座情報を含めた一元管理を推進すること。給付金についても、所得のみを基準にするのではなく、保有資産についても考慮し、IT化や省庁間の連携によって無駄なバラマキ政策とならないようにする必要がある。 (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減 (4)積極的な民間活力の導入 (5)デジタル化の積極的推進とペーパーレス化による事務経費の削減
中小企業の事務負担軽減	近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなどにより、事業者の事務負担は年々増加している。 また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者に委ねられたうえ、急遽減税額を給与明細に明記することも義務化された。 今後の税制改正にあたっては、事業者の事務負担コストが増加することのないよう配慮することともに、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業の DX 推進につながるような特段の支援策を講じること。
事業承継税制の抜本的見直し	我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。また、新型コロナウイルス感染症やその後の物価上昇により事業継続に苦しんでいる企業も多い。 その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われており、事業承継がより円滑に実施できるよう、猶予制度ではなく免除制度に改めること。 また、この措置が10年の時限立法であることや、その後の取扱いについて明確に示されていないこと、また手続きが複雑であることなどから、事業承継税制の利用は進んでいない現状を踏まえ、この事業承継の手続きを簡素化するとともに、恒久法として事業と雇用の継続を条件に事業に関する相続については、事業従事を条件として、他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度を創設するなどして、経営承継円滑化法が使いやすいものとなるようにすること。 なお、上記で要望している免税制度が実現するまでの間、取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大するなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されており、評価の在り方の見直しを図ること ① 類似業種比準方式については、類似業種比準方式の斟酌率を中会社及び大会社について、それぞれ60%と70%を50%へ引き下げること ② 純資産価額方式による評価に当たっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと

法人税関係	(1) 新規取得資産の一括償却 企業の内部留保を減少させ、経済の活性化に寄与するため、5年程度の時限立法により、新規取得の固定資産に限り、一括償却の対象とすること (2) 少額減価償却資産の取得基準額の引上げ等 現在、法人税法と租税特別措置法と合わせて三つある中小企業者に係る少額減価償却資産制度を事務処理及び資産管理に係る負担の軽減と効率化を図る観点から100万円未満に統一するとともに、これらの減価償却資産の適用区分と償却率を簡素化すること (3) 交際費課税制度の廃止 交際費課税制度は、中小企業に限らず、実際に交際費として社外に流出したものを損金としないとするものであり、理論的根拠に乏しい。経済の活性化のためにも損金不算入制度を廃止すること (4) 退職給与引当金及び賞与引当金繰入額の損金算入制度の復活 ① 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること ② 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること (5) 中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ及び税率の引き下げ 中小企業法人に適用される軽減税率の適用所得金額を昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げるとともに、所得10億円以下の事業年度の軽減税率15%を本則化する (6) ソフトウェアの償却期間の短縮 ソフトウェアは無形固定資産として耐用年数が5年となっているが、近年の実質的な使用期間を考慮し、償却期間を3年以内に設定できるように短縮すること (7) 修繕引当金の損金算入 建物の大規模修繕に関しては、規模によっては費用が多額となることから、修繕引当金の損金算入を認めること (8) 資本的支出の形式基準の法制化と拡充 資本的支出と修繕費の区分が明らかでない場合については、国税庁長官通達で形式的区分が定められているが、課税基準の計算過程であり、少なくとも基本事項は法制化すべきである。 また、修理・改修等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合、その金額が取得価額の20%（現行10%）相当額以下の場合には、修繕費とするよう拡充を図ること。 (9) 受取配当の益金不算入 配当金は法人税課税済の益金であり、所得税の配当控除のように二重課税を調整すべきで、受取配当全額の益金不算入を認めること
-------	---

	(10) 役員に対する給与の損金算入範囲の拡大及び手続の緩和 ① 非同族会社だけに認められている「業績連動型給与」については、中小企業経営者の経営意欲向上のためにもこれを拡大し、同族会社にも一定の範囲で損金算入を認めること ② 「定期同額給与」の改定については、中小企業においては好不況が激しいという現状を踏まえ、原則事業年度開始から3か月以内に限って認められている定期給与の額の改定を6か月まで拡大すること ③ 「事前確定給与」の届出は、決算終了日から4ヶ月以内か株主総会終了後の1ヶ月以内のいずれか早い日となっているが、この届出で行う役員賞与の額は、来期の業績の見通しがつかない段階で出すことになり、現実的ではないことから、決算期後、半年を経過した時点まで延長するとともに、届出金額は上限と改め、事業収益悪化の際に減額することも認めること (11) 法人税の確定申告書の提出期限の見直し 法人税の確定申告の提出期限は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内となっているが、申告期限の延長の特例の申請は認められているものの、納付期限は延長できないため、本来の申告期限に概算で見込み納付を行うか、申告期限の延長に合わせて納税が遅れた場合は、利子税を支払うこととなり企業の負担となる。また、企業と投資家との十分な対話を実現させるためにも、法人税の確定申告の提出期限及び納期限を事業年度終了の日の翌日から3か月以内とすること (12) 高額納税法人公示制度の創設 平成16年度まで実施されていた高額納税者公示制度は個人情報保護法により廃止されたが、個人情報とは生存する個人の情報であり、法人については対象とならない。 いわゆるGAF Aなど、日本で活動しながら日本で納税していないケースも多くあり、特に大企業において欠損の繰り越しなどを利用して多額の収益を上げているにも関わらず、少額の納税にとどまっているケースも見受けられる。課税逃れも複雑多岐にわたっている現在において、法人税に限り、高額納税公示制度を創設し、国民から見て法人税が適正に納税されているのかを明らかにする必要がある。 消費税関係 (1) インボイス制度の周知徹底 インボイス制度においては、事業者への事務負担を軽減するような環境整備が必要である。制度の国民や事業者への影響を検証し、事業者の事務負担の軽減を図ること (2) 税率の単一化 軽減税率制度については税務執行コスト及び税収確保の観点から問題が多く、これを廃止し、標準税率10%の単一税率化すること。
--	--

所得税関係	また、現在、国会内で議論されている減税については、消費税率を変更すると事業者の事務コストが大きくなり混乱・負担を生じる。軽減税率となっている食品類について、消費税率を引き下げるよりも平均世帯の食料品分の消費税に相当する一人当たり年間8万円を各人のマイナンバーカード口座に給付するなど、給付について再考をすること。 (1) 総合課税制度へ一本化 所得税はすべての所得を総合して、その担税力に応じた累進税率を適用しているところ、株式譲渡などの金融所得の分離課税には、税負担の累進性がない。 したがって、分離課税制度を見直して、より担税力に応じた累進税率を適用可能な総合課税制度に近づけることが望ましいと考えており、特に次の点について損益通算を実現すること ① 不動産所得の負債利子の損益通算 土地に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に他の所得との損益通算が認められていない。事業経営上、この負債利子も必要経費であって、他の経費と区分する理由もないので、損益通算が認められるようにすること ② 土地・建物の譲渡損失の損益通算 土地政策の観点から土地・建物の譲渡所得は、分離課税とされているが、現在においては土地政策の背景が変化しており、むしろ譲渡所得を軽減して土地取引を促進すべき時期にあると認められる。また、損失を損益通算するのが所得税の本来の姿であることから、総合課税の譲渡所得と同様に損益通算ができるようにすること (2) 給与所得控除の見直し 給与の額が850万を超えると一律195万円の給与所得控除しか認められていない。しかしながらこれは、中小企業の経営者が職務に対する正当な対価として給与を受け取ろうとした場合に、自営業者に比較して経費控除が認められない分、勤労意欲を削ぐ仕組みとなっている。給与所得控除の限度額撤廃もしくは切り上げを行うこと (3) 配偶者控除・扶養控除の見直し 夫婦共働きの家庭が大半を占める中、配偶者控除を廃止し、少子化対策のためにも16歳未満の扶養控除の復活と拡充をすることで、子育て世代の家庭の負担軽減につなげるべきと考える。また、控除対象期間を教育期間と整合させるために、現状の暦年から年度に改め、生まれ月による不公平感をなくすべきである (4) 医療費控除額の引き上げ 医療費控除については、最新の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること
--------------	--

相続税・贈与税関係	(5) 居住用財産の特別控除額の適用要件の緩和 現在、居住用の住宅の売却について、以前に住んでいた家屋を売却した場合、住まなくなってから（住民票の異動???）3年以内の売却が要件として定められているところ、高齢者によっては、一人暮らしが出来ない状態で老人ホームなど介護施設へ入居する場合がある。この場合、入居期間については考慮されないこととなっているが、一定の要件を付すことで、期間の制限を緩和するよう求める。 (6) 寄附金控除の見直し ふるさと納税は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたが、自己負担額 2,000 円で返戻金を得られることから事実上の自治体間の返戻金競争となっている。自己負担額を増加するか、自己負担額及び返戻金を廃止し、本来に納税したい自治体に寄付をするといった運用方法の見直しが必要である (7) 源泉所得税の納期限を毎月 20 日に統一 年末・年始やゴールデンウィーク等の休日が多い期間もあり、政府が進める働き方改革の推進の観点からも、源泉所得税の納付期限を統一的に毎月 20 日とすること 相続税・贈与税は富の再分配、連鎖する貧富格差の解消を目指すために広く負担すべきであると考え、近年では現預金での相続が多く、「消費」「投資」へと誘導するために暫定的に現預金以外の評価の引き下げ拡大を行う必要がある。更なる抜本的な対応が必要と考え、次の改正を強く求める。 (1) 相続税の基礎控除額の見直し 平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されている現行の基礎控除額（3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数）を以前の基礎控除額（5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人の数）への見直しを行うこと (2) 贈与税の基礎控除額（110 万円）の引上げ 若年層の貧困化が問題視され、高齢者に資産が偏在する現代において、資産を円滑に移転し、経済の活性化を図るためにも贈与税の基礎控除額を 200 万円程度まで引上げること (3) 贈与税の配偶者控除の拡充 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額 2,000 万円は、昭和 63 年以来据え置かれているので、3,000 万円に引き上げること (4) 保険金・死亡退職金の非課税限度額の引き上げ 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、法定相続人一人当たり 500 万円は、昭和 63 年以来据え置かれているので、1,000 万円まで引き上げること
------------------	---

間接諸税関係	(1) 印紙税の廃止 印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴って、背景にある経済取引に対して課税するという根拠が希薄化しており、文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること
地方税関係	(1) 個人住民税の一括納付 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。 また、併せて地方税の申告書・納付書の規格、様式を統一すること (2) 償却資産税の廃止等 納税者は毎年の決算とは別に、償却資産税の申告のために人的・時間的コストを投入し、所有する償却資産数、所在地市長村数、及び所在地間における機器の移動が多いほど事務は複雑化し、企業に強いる事務処理負担は大きい状況にあることから、納税者の事務負担の軽減及び事務の効率化を図るため、償却資産税を廃止すること また、償却資産税を廃止するまでの間、償却資産については「少額資産」の範囲を、国税の中小企業の少額減価償却資産（100万円）に拡大すること